

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 12 月 26 日 (火) 第 477 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 (毎 週 火, 金)

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 漁業法に基づく鹿児島県資源管理方針の変更 (水産振興課取扱い) 1
- まあじに関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 1
- まいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 1
- かたくちいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 2
- うるめいわし対馬暖流系群に関する知事管理漁獲可能量の設定 (水産振興課取扱い) 2

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 954 号

漁業法 (昭和 24 年 法律 第 267 号) 第 14 条 第 9 項 の 規 定 に よ り, 鹿 児 島 県 資 源 管 理 方 針 を 別 冊 の と お り 変 更 し た。

令和 5 年 12 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

### 鹿 児 島 県 告 示 第 955 号

漁業法 (昭和 24 年 法律 第 267 号) 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に よ り, ま あ じ に 関 す る 令 和 6 管 理 年 度 に お け る 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 を 次 の よ う に 定 め た。

令和 5 年 12 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 管理の対象となる期間  
令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について, 本県に定められた数量  
3,300 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分量
鹿 児 島 県 ま き 網 ま あ じ 漁 業	2,200 トン
鹿 児 島 県 そ の 他 の ま あ じ 漁 業	現行水準

### 鹿 児 島 県 告 示 第 956 号

漁業法 (昭和 24 年 法律 第 267 号) 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に よ り, ま い わ し 対 馬 暖 流 系 群 に 関 す る 令 和 6 管 理 年 度 に お け る 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 を 次 の よ う に 定 め た。

令和 5 年 12 月 26 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 管理の対象となる期間  
令和 6 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について, 本県に定められた数量  
現行水準
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県まいわし漁業	現行水準

**鹿児島県告示第957号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、かたくちいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和6年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
77,000トンの内数
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数

**鹿児島県告示第958号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、うるめいわし対馬暖流系群に関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和5年12月26日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間  
令和6年1月1日から同年12月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量  
44,000トンの内数
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県うるめいわし漁業	44,000トンの内数